

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和元年10月7日

経済産業大臣 菅原 一秀 殿

大阪府吹田市垂水町 3-21-10
ダイキン工業江坂ビル
株式会社 DK-Power
取締役社長 松浦 哲哉

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、ダイキン工業株式会社より、マイクロ水力発電システムを用いて発電事業を行う子会社として設立され、ダイキン工業株式会社がこれまで培ってきた省エネ技術を応用した再生可能エネルギーによる創エネ事業に取り組んでいる。具体的には、自治体が保有する水道施設の水道管に当社が開発したマイクロ水力発電システムを設置し、未利用であった水力エネルギーから電気を創り出している。システムの設置およびメンテナンスは当社が担うため、自治体は環境負荷が小さいクリーンなエネルギーの創出に貢献でき、さらに、新たな負担なく水流と設置場所の賃貸料も得ることができる。また、既存の水道施設に設置するため、大規模な施設を新たにつくる必要がなく、各地の水道施設に普及する可能性がある。

本事業においては、これまで活用されてこなかった都市公園の地下にある水道施設に当社のマイクロ水力発電システムを接続することにより、都市公園における既存の水道施設を活用することで、クリーンなエネルギーの創出元である小水力発電をより広く普及することを目標とする。

[Redacted content]

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

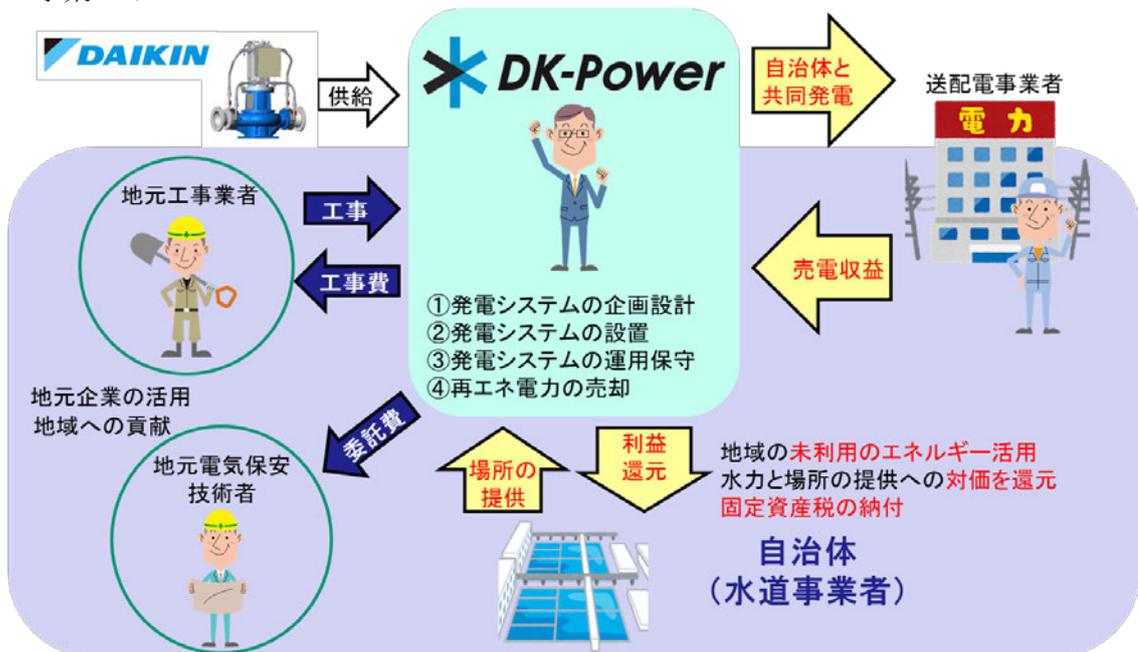
(1) 事業実施主体

発電事業者：当社
場所の提供・利益の還元先：自治体（水道事業者）

(2) 事業概要

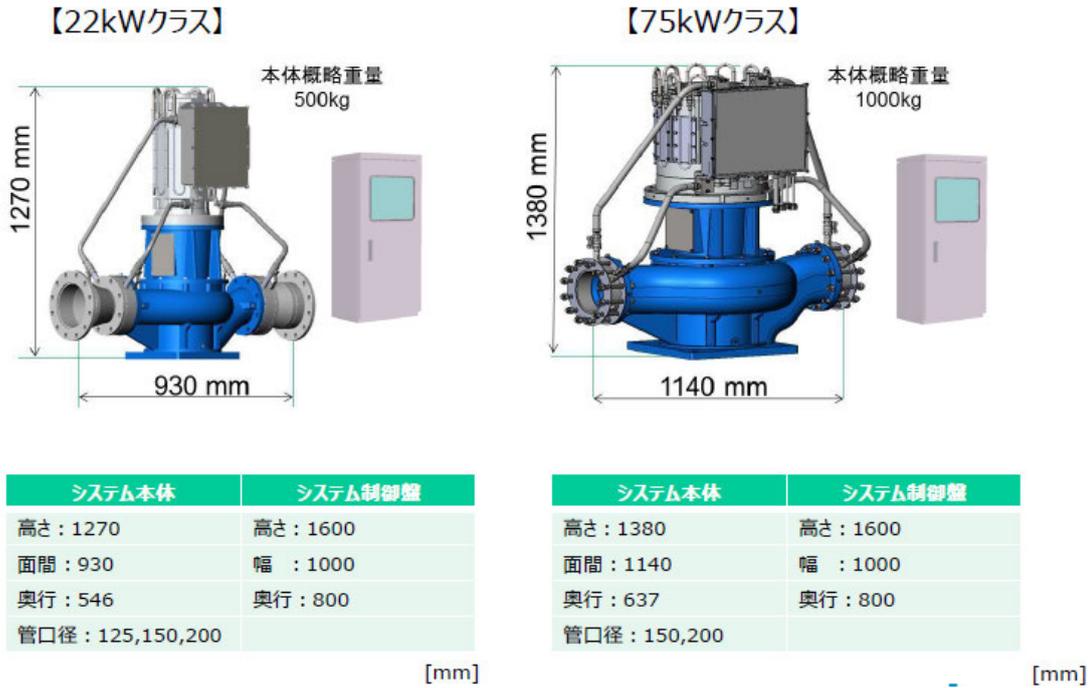
自治体が保有する水道施設にマイクロ水力発電システムを設置し、管理・運用・売電を行う。様々な自治体の水道事業者や、地域の工事事業者、送配電事業者と協力し、再生可能エネルギーによる発電事業に取り組む。

<事業スキーム>



- ・自治体の費用負担はゼロ（当社が負担）
- ・地域の未利用エネルギーを活用し、環境貢献
- ・売電収益は自治体と分配、また設置市町村には固定資産税の納付

<小水力発電設備の概要>



(3) 新事業活動を実施する場所

日本国内の都市公園



[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

都市公園法 (抄)

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(略)

二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

2 (略)

5. 具体的な確認事項

本照会書2.(2)記載の当社の新事業活動における売電用途の小水力発電設備が、水道関連設備と一体のものとして都市公園法第7条第1項第2号に規定する「その他これらに類するもの」に該当することを確認したい。

<当社の考え>

- ① 都市公園法第7条第1項第2号において、公園管理者が都市公園の占用を許可するも

